

《内閣府 男女共同参画局から》

- 平成26年度「男女間における暴力に関する調査」を公表しました
- 平成26年度「ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究事業」報告書を公表しました
- 「ストーカー総合対策」を公表しました
- 男女共同参画会議議員が任命されました
- 内閣府男女共同参画局ウェブサイト内に「女性応援ポータルサイト」を開設します！（3月31日～）

《お知らせ》

- 「政府広報オンライン」を更新しました【内閣府政府広報室】
- 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました【厚生労働省】

《内閣府 男女共同参画局から》

- 平成26年度「男女間における暴力に関する調査」を公表しました

男女間における暴力に関する実態把握のため、全国20歳以上の男女5,000人を対象に無作為抽出によるアンケート調査を実施しました。

3,544人（女性1,811人、男性1,733人）から回答があり、有効回収率は70.9%でした。

本調査は3年に一度実施しており、今回は、新たに「特定の異性からのつきまとい等の経験」（いわゆるストーカー行為）について調査しております。

※詳細は以下のサイトをご覧ください。

http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/h11_top.html

●平成26年度「ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究事業」報告書を公表しました

地方公共団体におけるストーカー行為等の被害者支援の状況や課題を明らかにするため、すべての地方自治体を対象にアンケート調査を行いました。

さらに、今後期待される取組や施策の方向性について、有識者を中心に検討を行い、報告書を公表しました。

※詳細は以下のサイトをご覧ください。

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/index.html>

●「ストーカー総合対策」を公表しました

ストーカー総合対策関係省庁会議において、被害者支援の取組や加害者対策の在り方について検討し、取組を推進するための総合的な対策として「ストーカー総合対策」を申し合わせました。

※詳細は以下のサイトをご覧ください。

http://stage.gender.go.jp/policy/no_violence/violence_research/stalker/index.html

●男女共同参画会議議員が任命されました

平成27年3月22日付けで以下の12名の方が男女共同参画会議議員に任命されました（50音順、敬称略）。

家本 賢太郎 株式会社クラオンライン代表取締役社長

岩田 喜美枝 公益財団法人21世紀職業財団会長

大塚 陸毅 東日本旅客鉄道株式会社相談役

岡本 直美 日本労働組合総連合会会長代行

柿沼 トミ子 全国地域婦人団体連絡協議会会長

鹿嶋 敬 実践女子大学教授

勝間 和代 経済評論家、中央大学客員教授

佐藤 博樹 中央大学大学院戦略経営研究科教授

高橋 史朗 明星大学教授

辻村 みよ子 明治大学法科大学院教授

*林 文子 横浜市長

宗片 恵美子 特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事

*は新任

※男女共同参画会議は、内閣官房長官を議長とし、関係閣僚と有識者の議員からなる会議体の組織で、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針の調査審議等を行います。

●内閣府男女共同参画局ウェブサイト内に「女性応援ポータルサイト」を開設します！（3月31日～）

男女共同参画局ウェブサイト内に、様々なライフステージにある女性を応援する支援情報を掲載した、「女性応援ポータルサイト」を新たに開設します。ぜひご利用ください。

- ・「女性応援ポータルサイト」 <http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/ouen/>

※開設日：3月31日(火)（予定）

※これに伴い、「チャレンジサイト」（<http://www.gender.go.jp/e-challenge/>）は閉鎖となります。

《お知らせ》

●「政府広報オンライン」を更新しました【内閣府政府広報室】

特集ページ「女性の活躍促進」に、新コンテンツが登場！！“ひろがる想い、ひろがる生き方。すべての女性が輝く社会へ。”

女性が職場においても、家庭や地域においても、能力を十分に発揮し輝くことができる社会の実現を目指し、様々な取組が広がっています。

次の3つのテーマで好事例や政府の取組をご紹介します。

「建築業界を変える女性力」「イクメン」「主婦の経験が生きる地域貢献」

※詳細は以下のサイトをご覧ください。

http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/josei_katsuyaku/index.html

●「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました【厚生労働省】

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律

案」が3月13日（金）に閣議決定されました。

この法律案は、派遣で働きながら正社員を希望する方についてはその道が開かれるよう支援するとともに、自らのニーズに合わせて派遣労働を選択している方については処遇改善・キャリアアップを推進するものです。

今後、国会での審議が予定されています。

※詳細は以下のサイトをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/189.html>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386.html>

=====

●内閣府 男女共同参画局のホームページは、男女共同参画に関する総合的な情報提供サイトです。

男女共同参画社会を実現するための法律、基本計画、関係予算等のほか、男女共同参画に関する政策・活動等の情報を掲載しています。

<http://www.gender.go.jp>

●男女共同参画局メールマガジンについて

男女共同参画局メールマガジンは、隔週金曜日に配信しています。

次号は、平成27年4月10日(金)に配信する予定です。

=====

●このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

☐ 配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/index.html>

☐ バックナンバーはこちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/backnumber/index.html>

☐このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0001.html>

☐内閣府 男女共同参画局ホームページはこちらから

<http://www.gender.go.jp/>

※URLをクリックしてページが表示されない場合はURLをコピーして、ブラウザにURLを貼り付けてアクセスしてください。

編集・発行：内閣府 男女共同参画局

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

電話番号 03-5253-2111（代表）

COPYRIGHT(C)2009 Cabinet Office, Government of Japan.

ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。